

○ 行二令  
財務省告示第二百九十九号  
平成二十四年八月十五日施行規則  
条件等を次のとおり告示する。  
政府資金調達事務取扱規則  
平成三十一年大蔵省の規定に基づき、  
國庫短期財務証券大臣（第三百二回）淳安住の発行した。  
昭和二十一年十二月六日告示する。

二 一  
の法律発行號名稱及び根拠記  
條項及の根拠  
及の根拠

四 三  
發行方法の適  
用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に以を機用「平、第十項、第に」金号法  
る参て札發によ下競争は受けるも「平、第二項、第に」  
も加、と行の者財同一発行格付日本銀行の「平、第二項、第に」  
にご務時といふに臣行う。(以下「平、第二項、第に」)と  
よと大にいふに臣行う。(以下「平、第二項、第に」)と  
るに臣行う。(以下「平、第二項、第に」)と  
発応がわく行募各れ及札わする、の  
へ限國るび価れる。の  
以度債入価格とる。そ規  
下額市札格競い入の定

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ		
額 最	払	発	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入	
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 别 債 札 格	入 価 ・ 别 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
 千 万 円	万 千 十 二 千 七 二 兆 二 百 万 三 百 八 五 千 円 十 千 二 三 百 百 億 円 十 七 一 千 億 六 三 百 千 四 四 十 四 五 四	額 四 額 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 千 二 七 兆 百 三 八 千 六 二 四 百 四 億 十 四 四 億	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 . I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位						
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行						
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 還 額	還 入 期 限	・ 札 格 競	債 別 第 I	價 市 競 加	行 行 競 場						
平 成 二 十 四 年 八 月 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 支 付 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円	額 面 金 額 を き き の 銀 翌 営 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 期 付 に う 、 期 付 の 銀 日 休 業 業 日 に	償 當 る と 、 期 付 に う 、 期 付 の 銀 日 休 業 業 日 に	非 債 別 債 札 格 競 價 市 競 場 格 日	國 債 別 債 札 格 競 價 市 競 場 格 日	入 價 札 格 競 價 市 競 場 格 日	價 發 行 行 競 價 市 競 場 格 日					
平 十 額 八 額 錢 六 厘 百 八 毛 つ き 九 十 九									額 の 面 応 募 額 格 百 円 に 以 上 の 九 そ れ れ ぞ れ	十 額 八 面 錢 六 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九	額 の 面 成 錢 六 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九	十 額 八 面 錢 六 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九	額 の 面 成 錢 六 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九	額 の 面 成 錢 六 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九
十 額 八 額 錢 六 厘 百 八 毛 つ き 九 十 九									額 の 面 応 募 額 格 百 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九	十 額 八 面 錢 六 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九	額 の 面 成 錢 六 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九	額 の 面 成 錢 六 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九	額 の 面 成 錢 六 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九	額 の 面 成 錢 六 厘 百 五 毛 以 上 九 十 九